

## 平成 27 年度税制改正に係る税効果会計への影響

---

平成 27 年度税制改正により、法人税率や事業税率の改正が行われました。今回は当該論点についての的を絞って、企業会計における税効果会計への影響をご紹介します。

税効果会計を考える場合、税制改正で税率の改正が行われた際、その公布日と決算日の関係が問題となります。すなわち、税制改正法が決算日までに公布される場合は、税効果会計で使用する将来の法定実効税率を改正後の税率を基に算出することになりますが、税制改正法が決算日の後に公布される場合は、注記として税率の変更の内容及びその影響額の開示が必要となります。

ここで、今般の平成 27 年度改正を鑑みた場合、外形標準課税適用法人における事業税の所得割超過税率について、東京都都税条例が 4 月 1 日に公布されたこと以外は、税効果会計の税率算定基礎に係るものは 3 月 31 日までに公布されているという状況にあるようです。ちなみに、大阪府のみが平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用される超過税率の公布も行っており、超過税率に係る他の 7 都県については、今後の議会で審議した後、公布する見込みとなっています。

したがって、東京都における外形標準課税に係ってくる企業については、上述した税制改正法が決算日の後に公布された場合の取扱いを行わないといけないということになります。もう少し正確に表現しますと、3 月決算を想定した場合、地方税法等は 3 月 31 日までに公布されましたが、各地方団体における改正条例が 3 月 31 日までに公布されていない状況ということでもあります。

そこで、その具体的な計算方法等については、「第 307 回 企業会計基準委員会議事 平成 27 年 3 月 6 日（金）」にて、企業会計基準委員会が具体的な取扱いを公表していますので、それを参考にすることが考えられます。

すなわち、地方団体の改正条例が決算日の後に公布された場合の取扱いとして、具体的には、平成 27 年度税制改正に係る地方税法等改正後の標準税率に、条例改正前の超過税率が地方税法等改正前の標準税率を超える差分を加えるという方法があげられています。

平成 27 年度税制改正については、上記のような対応が必要になりますが、どうぞご留意下さい。

以上

<お断り>

本稿は 4 月・5 月合併号です。都合により、5 月での発行はお休みとさせていただきます。

---